

特集

人権を考える

一人ひとりの人権が大切にされる住みよい社会に

昭和23（1948）年12月10日、国際連合は世界人権宣言を採択しました。この宣言には「すべての人間が人間として尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならない」とことが定められており、国際社会の基本的ルールの中で大きな柱となっています。

日本国憲法でも人権に関して世界人権宣言とほとんど同じ内容が定められています。人権は私たちの日常生活の中で、いちばん基本的なルールといえるでしょう。

しかし、ともすれば私たちは「人権はややこしい… むずかしい…」と思っているのではないのでしょうか。そのため、私たちの日常生活の中では、まだまだ定着していないようです。

「人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている権利で、人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

ところが、私たちの身のまわりには、幸せを求め豊かな生活をめざして生きたいという願いが、さまざまな偏見や不合理な理由などによって不当に侵されているという事実があります。

たとえば、女性に対する差別、いじめや虐待など子どもの人権問題、

高齢者の人権問題、同和問題、障害者や外国人に対する差別問題など、さまざまな人権問題があります。

いずれの問題も、ともに暮らしている人々の人権意識を高めることによって、お互いの人権が守られ、心豊かな地域社会が築かれていくのです。

21世紀は「人権の世紀」と言われ、わが国においても社会の国際化、高齢化、情報化の進展などに伴い、人権に関する課題はますます重要となっています。

私たちは、さまざまな人権問題を正しく理解するとともに、一人ひとりが大切にされる住みよい社会の実現をめざして努力をしていくことが必要です。

人権尊重は日常生活で 最優先のルールです

私たちの日常には、家庭や地域、職場や学校など、さまざまな生活の場面があり、それぞれの場面に応じた判断基準があります。それぞれの場面で基本的人権の尊重が最優先さ

れるようになれば、人権が私たちの日常生活の中に「文化」として定着し、一人ひとりが大切にされる住みよい社会が実現するのではないのでしょうか。

女性の人権

「男は仕事、女は家事・育児」という言葉を聞いたことはありませんか。まだまだ私たちの日常生活の中には、女性に対する差別的な考えが残っています。

賃金や労働条件などの雇用上の差別、そして近年大きな社会問題となっている「セクシュアル・ハラスメント」や「ドメスティック・バイオレンス」など女性の人権が著しく侵害されていることがあります。このような性による差別を解消して、本当に男女同権・平等の社会を築いていくために、男女共同参画社会への取り組みが進められています。男女がお互いに良きパートナーとして尊重しあうことが大切です。